

# 次世代 IT 労務月報



発行者・文責



社会保険労務士 代表 井上 利明

〒501-1165 岐阜市西改田宮西 26-1 エス B101 号室

電話：090-2944-6028

FAX：058-227-4742

e-mail：inoue@next21it-sr.com

H P：https://next21it-sr.com/



トピックス

- ◆最新・法改正情報（10月1日からの岐阜県最低賃金の引き上げ）
- ◆労務 Q&A（休業手当について） ◆事務所移転御礼（複合機）

## ● 最新・法改正情報（10月1日からの岐阜県最低賃金の引き上げ）

今年度の最低賃金の引き上げは**全国平均が 1,055 円**、引き上げ率 5.0%、  
引き上げ額 51 円でいずれも過去最高となっております。

岐阜県では令和 6 年 10 月 1 日から一時間当りの最低賃金が **1,001 円**に引き上げられ、初めて **1,000 円**を超えることになりました。時間外労働は **1,251.25 円 (1,252 円)**、法定休日労働は **1,351.35 円 (1,352 円)** 以上の支払いが必要になります。



参考までに、岐阜県の過去 15 年間の最低賃金の推移を表にしてみました。

西暦	時間給	月給 (例)	西暦	時間給	月給 (例)	西暦	時間給	月給 (例)
2024 年	1,001 円	172,673 円	2019 年	851 円	146,798 円	2014 年	738 円	127,305 円
2023 年	950 円	163,875 円	2018 年	825 円	142,313 円	2013 年	724 円	124,890 円
2022 年	910 円	156,975 円	2017 年	800 円	138,000 円	2012 年	713 円	122,993 円
2021 年	880 円	151,800 円	2016 年	776 円	133,860 円	2011 年	707 円	121,958 円
2020 年	852 円	146,970 円	2015 年	754 円	130,065 円	2010 年	706 円	121,785 円

※月給欄は例として最低賃金で月 23 日、1 日 7.5 時間労働をベースとした計算になります。

15 年前から 10 年前までの上げ幅は緩やかでしたが、直近 10 年に関してはほぼ毎年大幅な上昇であり、**2015 年と比べて 250 円弱上昇**していることが分かります。

今後もこのペースで毎年引き上がると予測されるため、**賃金引き上げ及び物価高騰に見合った労働生産性の向上**が不可欠です。それに伴って**業務改善助成金**や**キャリアアップ助成金の賃金規定等改定コース**がございます。詳しくは厚労省の HP に掲載されております。何かご質問等がございましたら私までお問い合わせ下さい。

## ● 労務 Q&A（休業手当について）

Q 休業手当は「賃金の 60%以上の支払い」とよく聞きますが、計算方法が分かりません。基本給だけなのか、通勤手当や残業代も含めるのかを教えてください。

A 労働基準法第 26 条によれば、「使用者の責に帰すべき事由による休業の場合においては、使用者は、休業期間中当該労働者に、その**平均賃金の 100 分の 60 以上の手当**を支払わなければならない」との記載があります。詳細は次頁のとおりです。

### 【平均賃金の計算方法】

原則として事由の発生した日以前 3 カ月間に、その労働者に支払われた賃金の総額を、その期間の総日数（暦日数）で除した金額になります。

ただし、賃金が時間額や日額、出来高給で決められており労働日数が少ない場合など、総額を労働日数で除した 6 割に当たる額の方が高い場合はその額を適用します（最低保証額）。

過去 3 ヶ月間の賃金の取り方として、締切がある場合は締切日ごとに通勤手当、皆勤手当、時間外手当など諸手当を含んだ賃金の総支給額により計算します。

<例 1>10 月 1 日～10 月 31 日までの間で 23 日の勤務予定であったのに 10 月 25 日に使用者側の都合で休業をさせたため、22 日勤務になった場合。

※所定労働時間：7.5 時間（賃金締切日：末締め）

#### ① 月給 200,000 円の場合

期 間	月	暦日数	金 額
7/1～7/31	7 月分	31 日	200,000 円
8/1～8/31	8 月分	31 日	200,000 円
9/1～9/30	9 月分	30 日	200,000 円
合 計		92 日	600,000 円



平均賃金の計算：600,000 円 ÷ 92 日 = 6,521 円 739... → 6,521 円 73 銭（銭未満切捨て）

休業手当の計算：6,521 円 73 銭 × 0.6 × 1 日（休業日数） = 3,913 円（円未満四捨五入）

#### ② 時間給 1,001 円、通勤手当 5,000 円の場合

期 間	月	暦日数	労働日数	基本給 1,001 × 7.5 × 日数	通勤手当 月 5,000 円	合計
7/1～7/31	7 月分	31 日	24 日	180,180 円	5,000 円	185,180 円
8/1～8/31	8 月分	31 日	20 日	150,150 円	5,000 円	155,150 円
9/1～9/30	9 月分	30 日	23 日	172,673 円	5,000 円	177,673 円
合 計		92 日	67 日	503,003 円	15,000 円	518,003 円

平均賃金の計算

①原 則 518,003 円 ÷ 92 日 = 5,630 円 467... → 5,630 円 46 銭

#### ②最低保証額

月によって支払ったもの：15,000 円 ÷ 92 日 = 163 円 04 銭

日によって支払ったもの：503,003 円 ÷ 67 日（労働日数）× 0.6 = 4,504 円 50 銭

合計 4,667 円 54 銭

①が②による額を上回っているため 5,630 円 46 銭が当該労働者の平均賃金となる。

休業手当の計算：5,630 円 46 銭 × 0.6 × 1 日（休業日数） = 3,378 円（円未満四捨五入）

## ● 事務所移転御礼（複合機）

お客様のお陰で事務所に念願の複合機を導入することができました。

今まではパソコンデータの印刷をプリンタでしていましたが、これで大幅に業務効率がよくなりました。

社労士業にとって労務関係書類はお客様に提供する大切な商品です。複合機はとて貴重な生産ツールですので、この場を借りて深く感謝申し上げます。



【高富化学工業(株)様より】